

抜粋版

ディレクトフォース
第54回環境セミナー

東証のカーボン・クレジット市場に係る取組み

株式会社東京証券取引所

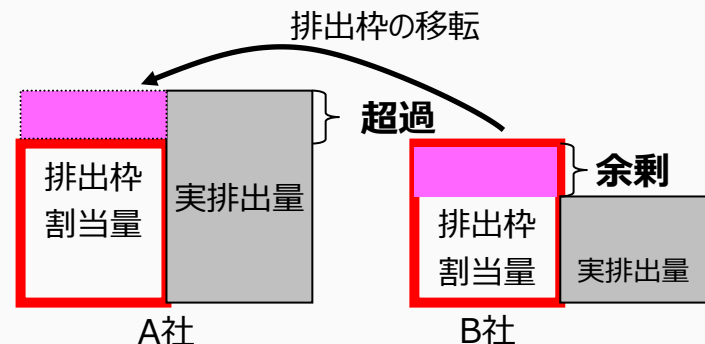
カーボン・クレジット市場整備室長 松尾 琢己

2024年9月4日



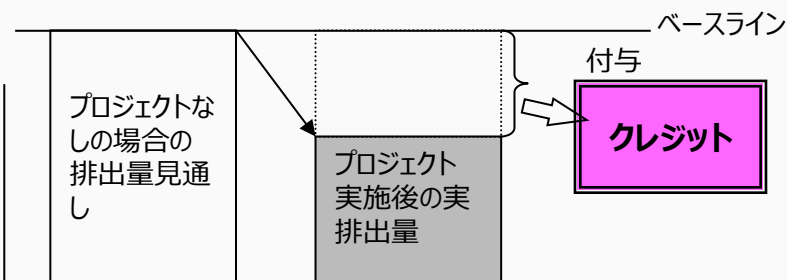
排出量取引の区分

キャップ&トレード



制度主体	政府・国連
排出規制	あり（排出源（Scope 1）に対する削減義務が割り当てられる（allocation））
取引対象	排出枠（allowance） －規制対象者が温室効果ガスを排出するために必要な一種の排出許可証で譲渡が可能
保有者の利用方法	規制義務の遵守手段 －実排出量に相当する排出枠を政府に移転（他者から購入したものでも可能）

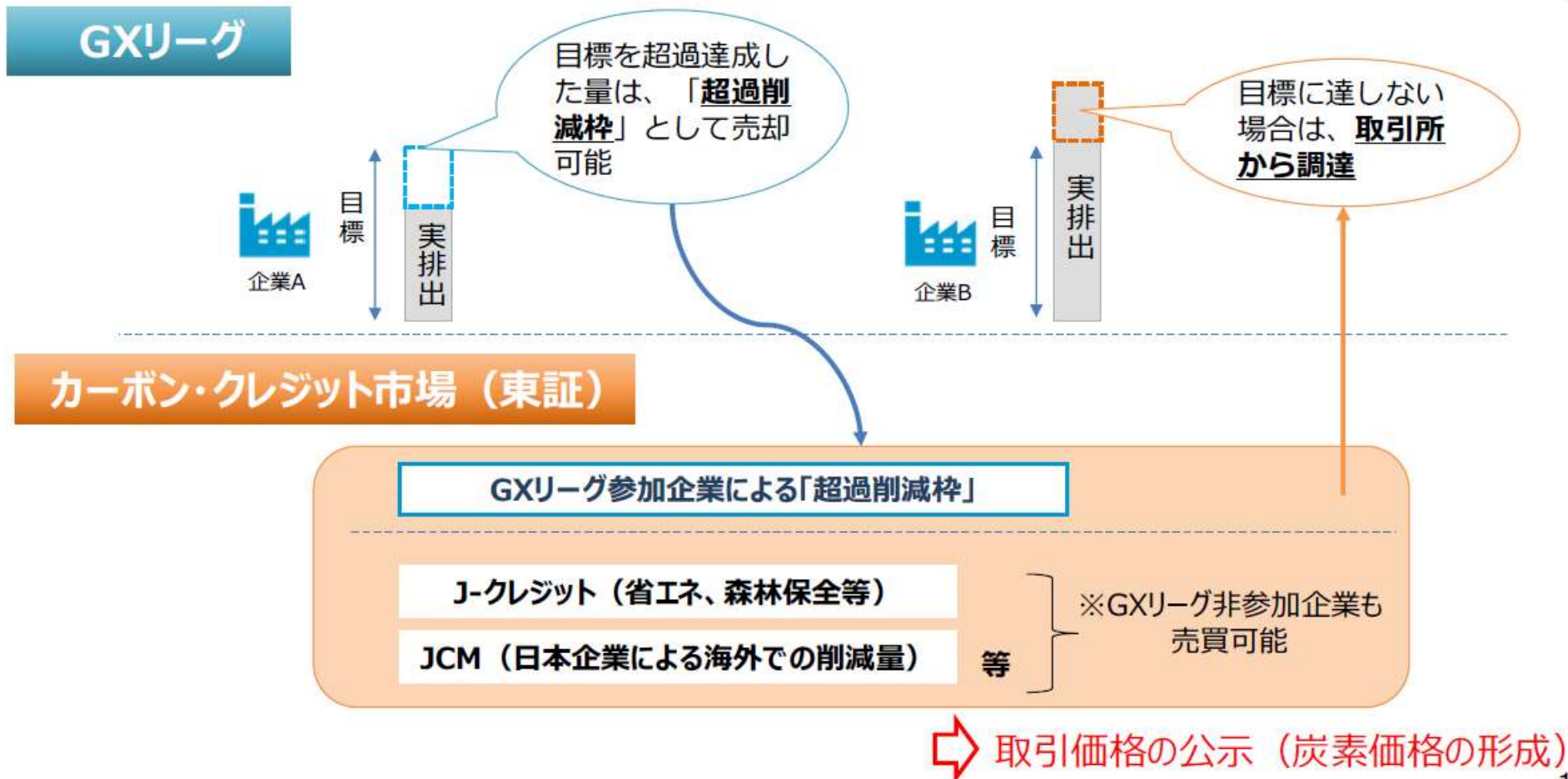
ベースライン&クレジット



政府（例：J-クレジット）・国連（例：CER） 民間（例：海外ボランティア）
なし：クレジット創出者の排出活動は規制対象外
クレジット（Credit） －規制対象外での排出削減・吸収活動による追加的かつ検証済の削減量分を譲渡可能とする
①規制義務の遵守手段 －利用は任意。なお、規制外からの持ち込みになるので数量的な制限を課される（Allowanceの補完手段） ②各種の開示・報告でのオフセット（Scope 2 + a）

(参考) 「GXリーグ」とカーボン・クレジット市場の関係

- GXリーグ参画企業が、自ら掲げる目標達成に向け、他のGXリーグ参画企業による超過削減枠や、一般に流通するカーボン・クレジットの取引を行うための場として、カーボン・クレジット市場を創設。(本年度は、東京証券取引所で実証を実施)



出典：GXリーグ設立準備事務局「来年度から本格稼働するGXリーグにおける排出量取引の考え方について」

民間ボランタリークレジットの品質問題

- 特に民間ボランタリークレジットについては、削減ポテンシャルへの期待は大きいものの、昨今、排出削減の実態がない、実際の削減量に対して過大なクレジットが創出される、周辺環境・社会への悪影響を及ぼしているとの批判が相次いでいる。
- 2020年に主に民間ボランタリークレジットの規格者が中心となり、2020年にTSVCM : Taskforce on Scaling Voluntary Carbon Markets) を設立、さらにICVCM (Integrity Council for Voluntary Carbon Markets) という団体を設立、民間ボランタリークレジットにも、一定の質を保証するべく、コア・カーボン原則 (CCP : Core Carbon Principles) を公表している。

	原則	原則の概要
ガバナンス	1 効果的なガバナンス	カーボン・クレジットの創出制度は、透明性や説明責任、継続的な改善及びカーボン・クレジットの全般的な質を確保するため、効果的な制度のガバナンスを必要とする。
	2 追跡	カーボン・クレジットの創出制度は、クレジットを安全かつ明確に特定できるように、削減活動と発行されたカーボン・クレジットを、特定、記録、追跡するための登録簿を運用する必要がある。
	3 透明性	カーボン・クレジットの創出制度は、全てのクレジット化される削減活動に関して、包括的で透明性がある情報を提供する必要がある。その情報は、削減活動の精査を可能にするため、電子的な様式で公表され、専門家以外の閲覧者もアクセス可能な状態であることが必須となる。
	4 独立した第三者による妥当性の検証・監査	カーボン・クレジット創出制度は、独立した第三者による削減活動の確実な妥当性確認及び検証のために、制度レベルの要件を有する必要がある。
排出量への影響	5 追加性	削減活動によるGHG (温室効果ガス) の排出削減量・除去量は、追加的である必要があり、カーボン・クレジットの収入によるインセンティブなしには発生しない。
	6 永続性	削減活動によるGHG排出削減・除去は、永続的であるか、あるいは、反転のリスクがある場合には、それらのリスクに対処し、反転を補償するための措置を講じる必要がある。
	7 排出削減量と除去量の確実な定量化	削減活動によるGHG排出削減・除去は、保守的なアプローチ、完全性及び健全な科学的手法に基づいて確実に定量化する必要がある。
	8 二重計上の回避	削減活動によるGHG排出削減・除去は、「二重計上」されてはならない。つまり、削減のターゲットまたは目標達成に対して一度のみの計上が許される。「二重計上」には、二重発行、二重主張、二重使用が含まれる。
持続可能な開発	9 持続可能な開発の影響とセーフガード	カーボン・クレジットの創出制度は、ポジティブな持続可能な開発の影響をもたらしながら、削減活動が社会的及び環境的セーフガードに関して広く確立されている業界のベストプラクティスに準拠しているか、またはそれを超えていることを保証するための明確なガイダンス、ツール、及び手順を有する必要がある。
	10 ネットゼロ移行に対する貢献	削減活動は、今世紀半ばまでにネットゼロGHG排出を達成するという目標に適合しない、GHG排出、技術、または炭素集約的慣行のレベルに固定化すること (ロックイン) を回避する必要がある。

(出典) 農林水産省「Jブルークレジット制度の概要 (国内)」(2024年4月)

今後の展開

● 商品拡大（候補）

- ・ 農業クレジット
- ・ JCM（二国間クレジット）
- ・ 海外ボランティアクレジット
- ・ 先物取引 ※法律上の手当てが必要

● 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」

- (1) GX推進戦略の策定・実行
- (2) GX経済移行債の発行
- (3) 成長志向型カーボンプライシングの導入
 - －2028年度から、化石燃料賦課金を徴収
 - －2033年度から、発電事業者に対して、一部有償で二酸化炭素の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた事業者負担金を徴収
- (4) GX推進機構の設立
- (5) 進捗評価と必要な見直し ※附則

GX投資等の実施状況や二酸化炭素の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講じます。

化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について、排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行います。

【カーボン・クレジット市場特設サイト】

<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/index.html>

※市場参加者への登録手続

<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/participants/index.html>

※日々の売買状況（相場表）

<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/daily/index.html>



【本資料や市場へのご参加等に関するお問合せ】

- 株式会社東京証券取引所 カーボン・クレジット市場整備室
E-mail : carbon_info@jpx.co.jp

【本資料に関する注意事項】

- 本資料は情報提供のみを目的としたものであり、投資勧誘や特定の市場参加者等との取引を推奨することを目的として作成されたものではありません。
- 本資料で提供している情報は万全を期していますが、その情報の完全性を保証しているものではありません。
- 本資料について事前に東京証券取引所への書面による承諾を得ることなく、本資料およびその複製物に修正・加工したり、第三者に配布・譲渡することは堅く禁じられています。